（にんじんジュース及びにんじんミックスジュース品質表示基準の一部改正）

第四条　にんじんジュース及びにんじんミックスジュース品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百三十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号イ中「食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第１項第１号ホ及び第２号、第11項並びに第12項」を「食品衛生法第19条第１項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）第１条第２項第５号及び第３項、第11条並びに第12条」に改める。

（ジャム類品質表示基準の一部改正）

第五条　ジャム類品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号イ中「食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第１項第１号ホ及び第２号、第11項並びに第12項」を「食品衛生法第19条第１項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）第１条第２項第５号及び第３項、第11条並びに第12条」に、「同条第１項第１号ホ括弧書」を「同府令第１条第２項第５号括弧書」に改める。

（乾めん類品質表示基準の一部改正）

第六条　乾めん類品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百三十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号オ中「食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第１項第１号ホ及び第２号、第11項並びに第12項」を「食品衛生法第19条第１項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）第１条第２項第５号及び第３項、第11条並びに第12条」に、「同条第１項第１号ホ括弧書」を「同府令第１条第２項第５号括弧書」に改める。

（マカロニ類品質表示基準の一部改正）

第七条　マカロニ類品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百四十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号ウ中「食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第１項第１号ホ及び第２号、第11項並びに第12項」を「食品衛生法第19条第１項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）第１条第２項第５号及び第３項、第11条並びに第12条」に、「同条第１項第１号ホ括弧書」を「同府令第１条第２項第５号括弧書」に改める。

（パン類品質表示基準の一部改正）

第八条　パン類品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百四十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号イ中「食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第１項第１号ホ及び第２号、第11項並びに第12項」を「食品衛生法第19条第１項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）第１条第２項第５号及び第３項、第11条並びに第12条」に改める。

（凍り豆腐品質表示基準の一部改正）

第九条　凍り豆腐品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号ウ中「食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第１項第１号ホ及び第２号、第11項並びに第12項」を「食品衛生法第19条第１項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）第１条第２項第５号及び第３項、第11条並びに第12条」に改める。

（ハム類品質表示基準の一部改正）

第十条　ハム類品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百四十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号ウ中「食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第１項第１号ホ及び第２号、第11項並びに第12項」を「食品衛生法第19条第１項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）第１条第２項第５号及び第３項、第11条並びに第12条」に、「同条第１項第１号ホ括弧書」を「同府令第１条第２項第５号括弧書」に改める。

（プレスハム品質表示基準の一部改正）

第十一条　プレスハム品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百四十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号エ中「食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第１項第１号ホ及び第２号、第11項並びに第12項」を「食品衛生法第19条第１項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）第１条第２項第５号及び第３項、第11条並びに第12条」に、「同条第１項第１号ホ括弧書」を「同府令第１条第２項第５号括弧書」に改める。

（混合プレスハム品質表示基準の一部改正）

第十二条　混合プレスハム品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百四十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号エ中「食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第１項第１号ホ及び第２号、第11項並びに第12項」を「食品衛生法第19条第１項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）第１条第２項第５号及び第３項、第11条並びに第12条」に、「同条第１項第１号ホ括弧書」を「同府令第１条第２項第５号括弧書」に改める。

（ソーセージ品質表示基準の一部改正）

第十三条　ソーセージ品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百五十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号イ中「食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第１項第１号ホ及び第２号、第11項並びに第12項」を「食品衛生法第19条第１項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）第１条第２項第５号及び第３項、第11条並びに第12条」に、「同条第１項第１号ホ括弧書」を「同府令第１条第２項第５号括弧書」に改める。

（混合ソーセージ品質表示基準の一部改正）

第十四条　混合ソーセージ品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百五十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号イ中「食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第１項第１号ホ及び第２号、第11項並びに第12項」を「食品衛生法第19条第１項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）第１条第２項第５号及び第３項、第11条並びに第12条」に、「同条第１項第１号ホ括弧書」を「同府令第１条第２項第５号括弧書」に改める。

（ベーコン類品質表示基準の一部改正）

第十五条　ベーコン類品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号ウ中「食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第１項第１号ホ及び第２号、第11項並びに第12項」を「食品衛生法第19条第１項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）第１条第２項第５号及び第３項、第11条並びに第12条」に、「同条第１項第１号ホ括弧書」を「同府令第１条第２項第５号括弧書」に改める。

（畜産物缶詰及び畜産物瓶詰品質表示基準の一部改正）

第十六条　畜産物缶詰及び畜産物瓶詰品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百五十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号イ中「食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第１項第１号ホ及び第２号、第11項並びに第12項」を「食品衛生法第19条第１項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）第１条第２項第５号及び第３項、第11条並びに第12条」に改める。